

名古屋市介護保険課 指定担当・指導担当の移転に関するQA <事業者への周知関係>

【R8.3.6時点】

番号	項目	質問内容	回答
1	重要事項説明書	重要事項説明書の苦情相談窓口として、現在の指導担当の住所(名古屋市東区東桜一丁目14番11号 DPスクエア東桜8階)を記載している場合、どのように修正すればよいか。	以下の通りに修正ください。 例： 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所 名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 指導担当 電話:052-959-2592、3087 FAX:052-959-4155  なお、重要事項説明書への住所の記載は必須ではないので、新たに記載いただく必要はございません。
2	重要事項説明書	修正した重要事項説明書について、改めて利用者等と取り交わす必要はあるか。	改めて取り交わす必要はございませんが、住所を記載している場合には修正したことを利用者等に説明いただく必要がございます。(市役所住所を記載した用紙をNAGOYAかいごネットに掲載しますのでご利用ください。)
3	運営規程	運営規程に苦情相談窓口として現在の指導担当の住所を記載している場合はどのように対応すればよいか。	重要事項説明書と同様に住所を修正いただきますが、変更届の必要はございません。
4	来庁	ビルに駐車場又は駐輪場はあるか。	移転先の建物には来庁者用の駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。近隣のコインパーキングや有料の駐輪場をご利用いただくこととなりますが、駐車に要する費用は負担できませんのでご了承ください。